事業主の皆様へ
（一括有期事業用）

令和８年度
労働保険　年度更新
申告書の書き方

提出は金融機関･郵便局又は管轄の都道府県労働局･労働基準監督署へ

申告･納付は6月1日（月）から7月10日（金）までに

※申告･納付期日最終日である7月10日（金）は、金融機関窓口･労働局･労働基準監督署において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告･納付ください。

⚠ **5月中の受付はできません（電子申請を含む）。**

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問い合わせください。
0120-963-339 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

！このような場合でも、申告書の提出は必要です

･既に廃業しているため、保険関係を廃止する場合。
（P.29を参照ください。）
･令和7年度は元請工事を行わなかったが、今後、元請工事を行う見込みがある場合。
（P.28を参照ください。）

※期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料･一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課す場合がありますので、必ず申告してください。

＜便利な申告･納付方法のご案内＞

○口座振替による納付
納付窓口に行かなくても、納付が可能です。
（詳しくは、裏表紙を参照ください。）

○電子申請による申告・電子納付
24時間どこでも申告･納付が可能です。
（詳しくは、P.6を参照ください。）

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が委託した民間事業者より照会させていただく場合があります。